

# 特定教育・保育施設の確認について

平成30年3月19日

藤枝市児童課

# 1 特定教育・保育施設の確認について

## 【確認とは】

子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づき、財政支援（施設型給付費）の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等による。

## 【子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

## 【利用定員に関する基準】

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
幼稚園	特に定めなし	1号
保育所	20人以上	2号・3号

## 【利用定員の設定に関する留意事項】

利用定員は、認可定員と一致させることを基本とする。

## 2 確認をした施設

類型	設置者	施設名称	認可 申請定員 (現定員)	利用実績 (H29.4)	利用定員 (H30年度～)				計
					1号	2号	3号		
					3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
幼保連携型 認定こども園	(学法) 法城学園	こぼとこども園	250人 (250人)	幼稚園254人	190人	60人	-	-	250人
幼保連携型 認定こども園	(学法) 法城学園	駿河台こども園	223人 (175人)	幼稚園148人	148人	45人	24人	6人	223人
幼保連携型 認定こども園	(学法) 大洲学園	大洲こども園	216人 (270人)	幼稚園183人	141人	45人	24人	6人	216人

## 3 園別・歳児別利用定員

### 【こぼとこども園】

保育室	床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
満3歳児室	64.12㎡	55.91㎡	$64.12\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 42\text{人}$	10人
3歳児室(3クラス)	162.00㎡	132.03㎡	$162.00\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 107\text{人}$	80人
4歳児室(3クラス)	162.00㎡	133.53㎡	$162.00\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 107\text{人}$	80人
5歳児室(3クラス)	162.00㎡	133.53㎡	$162.00\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 107\text{人}$	80人
計				250人

※こぼとこども園は、既存施設を活用して認定こども園化するため、従来の幼稚園設置基準を適用する。

【駿河台こども園】

保育室	床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
0歳児室	32.17㎡	26.46㎡	$26.46\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 8\text{人}$	6人
1歳児室	47.08㎡	40.58㎡	$40.58\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 12\text{人}$	12人
2歳児室	46.95㎡	40.50㎡	$40.50\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 20\text{人}$	12人
満3歳児室	31.96㎡	27.44㎡	$27.44\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 13\text{人}$	13人
3歳児室(2クラス)	106.40㎡	87.23㎡	$106.40\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 70\text{人}$	60人
4歳児室(2クラス)	106.40㎡	87.22㎡	$106.40\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 70\text{人}$	60人
5歳児室(2クラス)	106.40㎡	86.93㎡	$106.40\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 70\text{人}$	60人
計				223人

※3歳～5歳児室は、既存施設を活用していることから、従来の幼稚園設置基準を適用する。

【大洲こども園】

保育室	床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
0歳児室	47.08㎡	38.58㎡	$38.58\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 11\text{人}$	6人
1歳児室	55.20㎡	46.78㎡	$46.78\text{㎡} \div 3.30\text{㎡/人} = 14\text{人}$	12人
2歳児室	38.50㎡	31.60㎡	$31.60\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 15\text{人}$	12人
満3歳児室	31.15㎡	25.55㎡	$25.55\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 12\text{人}$	6人
3歳児室(3クラス)	155.26㎡	132.64㎡	$155.26\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 102\text{人}$	60人
4歳児室(2クラス)	106.40㎡	86.05㎡	$106.40\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 70\text{人}$	60人
5歳児室(2クラス)	106.40㎡	88.53㎡	$106.40\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 70\text{人}$	60人
計				216人

※3歳～5歳児室は、既存施設を活用していることから、従来の幼稚園設置基準を適用する。

## 4 確認の変更

### 【定員変更】

### 【変更前】

### 【変更後】

No.	類型	施設名称	認定区分	現利用定員			計	利用定員 (H30 年度～)			計
				3 歳	4 歳	5 歳		3 歳	4 歳	5 歳	
1	幼稚園型 認定こども園	認定こども園 藤枝橋幼稚園	1号認定	15人	15人	15人	45人	13人	13人	14人	40人
			2号認定	5人	5人	5人	15人	10人	10人	10人	30人
計				20人	20人	20人	60人	23人	23人	24人	70人

### ◇変更理由

小規模保育所 OrangeEgg（オレンジエッグ）の卒園児や、地域の保育ニーズに柔軟に対応できるようにするため。

## 5 歳児別利用定員

### 【認定こども園藤枝橋幼稚園】

保育室	床面積	有効面積	保育可能人数	利用定員
3歳児室	80.70㎡	69.66㎡	$69.66\text{㎡} \div 1.98\text{㎡/人} = 35\text{人}$	23人
4歳児室	57.00㎡	47.17㎡	$47.17\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 31\text{人}$	23人
5歳児室	57.70㎡	47.75㎡	$47.75\text{㎡} \div 1.51\text{㎡/人} = 31\text{人}$	24人
計				70人

※4歳～5歳児室は、既存施設を活用していることから、従来の幼稚園設置基準を適用する。

## 子ども・子育て支援法抜粋

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(中略)

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 子ども・子育て支援法施行規則抜粋

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し

(以下省略)

## 藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例抜粋

(利用定員)

第五条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるもの)に限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。